

久喜市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により認可した認可地縁団体について、同条第11項の規定に基づく告示事項の変更の届出があったため、同条第10項後段の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月22日

久喜市長 梅田修一

	変更後	変更前
代表者の 氏名及び 住所変更	<u>荒井 政雄</u> 久喜市伊坂中央二丁目25番地16	<u>田中 照雄</u> 久喜市伊坂南一丁目12番地1

注) 下線部分が変更箇所